

25年度予算額 333億円
(対前年度比1.00)

地域公共交通確保維持事業

- ・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを支援
 < 効率運行(航)を前提に、事前に算定された収支差を補助。離島航路、離島航空路の島民割引運賃の取組等も補助。 >
- 都道府県を主体とした協議会の取組みを支援
 : 地域をまたがる幹線バス交通ネットワーク、離島航路・離島航空路の確保・維持 等
- 市町村を主体とした協議会の取組みを支援
 : 幹線バス交通等幹線交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持 等
- 東日本大震災被災地域における幹線バス交通ネットワーク等の確保・維持の取組について、特例措置により支援 (※)



地域公共交通バリア解消促進等事業

- ・ 個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度

バリアフリー化

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援



利用環境の改善

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、LRT、BRT、ICカードの導入等公共交通の利用環境改善を支援



地域鉄道の安全性の向上

地域鉄道の安全性向上に資する設備整備等を支援

地域公共交通調査等事業

- ・ 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査支援
- ・ 地域ぐるみの利用促進に資する取組みを支援
- ・ 東日本大震災被災地域における地域内の生活交通の確保・維持のあり方について、特例措置により支援 (※)

(※) 東日本大震災の被災地域におけるバス交通等生活交通の確保・維持のため、復旧・復興対策に係る経費として、復興庁に計上される27億円を含む。

位置づけ

持続可能な地域公共交通体系を構築するためには、地域の関係者が協働・連携しながら確保・維持に向けた取組みを推進する必要。

→ 特に、地域ぐるみによる利用促進が必要かつ効果的であることから、これに係る取組み及び公共交通サービスの情報提供等に要する経費等について、一定の要件の下、国が補助できることとする。

地域公共交通調査事業費補助金と並立して地域協働推進事業費補助金を創設する。
(両補助金を「地域公共交通調査等事業」と総称)

地域協働推進事業

地域ぐるみ(行政、事業者、住民、地元商店街等)による利用促進、公共交通サービスの情報提供等、地域公共交通の確保・維持に向けた取組みの継続的实施

地域協働推進事業費補助金の概要

◇補助要件:① 事業の実施に関する事項を記載した計画(地域協働推進事業計画)が、以下の認定基準により、国から認定を受けていること。→2-2 ~ 2-6

- 【認定基準】
- (1) 法定の連携計画における位置づけ →申請書に連携計画の写しを添付
 - (2) 継続的かつ計画的な取組みの実施(3年以上)→ 事業計画「6. 地域協働推進事業において実施する事業」
 - (3) 地域の連携協働体制の確立(役割分担の明確化) →同上
 - (4) 効果目標の設定 →事業計画「4. 地域協働推進事業実施に際しての定量的目標」

- ② 補助を受けようとする法定協議会の市町村の区域内において、以下のいずれかの事業が実施されている(予定も含む)こと
- ・確保維持事業(地域間幹線、地域内フィーダー、補助対象離島航路、離島航空路)
 - ・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業(地域鉄道)

◇補助対象経費:公共交通サービスの情報提供等、地域ぐるみの利用促進に係る取組みに要する経費→ 2-7~2-9

◇補助率:1/2

◇実施期間:最大2年間→ 2-10

◇補助対象事業者:法定協議会(※)

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会をいう。

地域協働推進事業の実施における各計画の関係は以下の通り。

地域公共交通総合連携計画

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する法定の計画。
- ・地域協働推進事業(以下「協働事業」という。)の実施に際しては、協働事業の実施内容について、事業を実施する主体とともに概要を記載する。
- ・協働事業による目標値を記載することは必須ではない。

地域協働推進事業計画

- ・交付要綱に基づいて法定協議会が作成する計画で、協働事業実施の中核をなす計画。
- ・上記の連携計画の内容を具体的させる形で、協働事業の実施内容・実施主体、定量的目標などについて記載する。(詳細は2-4, 2-5参照)
- ・地域協働推進事業費補助金を受けるためには本計画について国から認定を受けることが必要。ただし、認定を受けたことをもって補助金の交付が内定されるわけではない。(逆に、認定を受けた場合であっても同補助金を申請しないこともあり得る。)
- ・補助対象外の事業を含めて記載することもできる。

生活交通ネットワーク計画

- ・地域協働推進事業計画の認定を受けたことをもって、生活交通ネットワーク計画に協働事業について記載する必要が直ちに生じるわけではない。
- ・ただし、協働事業の実施に伴う地域間幹線系統に対する支援、地域内フィーダー系統に対する支援に係る特例を受けようとする場合にあっては、それぞれ別の取り扱いとなる。(詳細は3-4, 4-2参照)